

甲第5号証



2023年10月2日

大阪府労働委員会

会長 小林 正啓 殿

JRサービック労働組合

執行委員長 柳楽



あっせん申請書

1 使用者

所在地 〒532-0003 大阪市淀川区宮原 4-1-14

住友生命新大阪北ビル 6F

会社名 株式会社関西新幹線サービック 電話 06-6396-8285

代表者 代表取締役社長 小松 修治

設立年月日 1979年7月30日

資本金 482,950千円

事業の種類 新幹線車両の清掃整備、新大阪駅および京都駅の清掃業務等

従業員数 約1,200名

2 組合

所在地 〒566-0035 大阪府摂津市鶴野 1-6-7

組合名 JRサービック労働組合 電話 070-1767-1955

代表者 執行委員長 柳楽 関

結成年月日 2023年8月18日

組合員数 62名

3 調整事項

労働組合結成に伴う「労働協約」および「労使共同宣言」の締結に向けた団

体交渉の促進

4 交渉概要および経過

(1) 2023 年 8 月 18 日

J R サービスック労働組合(以下、「J S 労」という。) 結成

(2) 2023 年 8 月 18 日

株式会社関西新幹線サービスック(以下、「サービスック」という。)に対して、J R サービスック労「発」第 1 号(J S 労結成と役員名簿の通知)を申し入れる(添付資料 1-1、1-2)。サービスック本社人事勤労課前川満規主席(以下、「前川主席」という)が「発」第 1 号を受理。

(3) 2023 年 8 月 18 日

サービスックに対して、J R サービスック労「発」第 2 号(労働協約の締結について)を申し入れる(添付資料 2)。前川主席が「発」第 2 号を受理。

(4) 2023 年 8 月 22 日

サービスックに対して、J R サービスック労「発」第 3 号(使共同宣言の締結について)を申し入れる(添付資料 3)。前川主席が「発」第 3 号を受理。

(5) 2023 年 9 月 14 日

サービスックに対して、J R サービスック労「発」第 4 号(J R サービスック労「発」第 4 号)を再申し入れる(添付資料 4)。前川主席が「発」第 4 号を受理。

(6) 2023 年 9 月 21 日

サービスックに対して、J R サービスック労「発」第 5 号(J R サービスック「発」第 2 号、第 3 号の協約締結に向けた団体交渉開催を求める再度の申し入れ)を申し入れる(添付資料 5)。前川主席が「発」第 5 号を受理。

(7) 2023 年 9 月 25 日

「発」第 2 号、第 3 号による労働協約および労使共同宣言の締結に向けた団体交渉の開催日程の回答期限である 9 月 25 日にサービスックから回答はなかったが、同日、前川主席から前田書記長に架電があり、そこで前川主席は、「団体交渉の開催はしないとは言っていない」と言いつつも、団体交渉の開催日程については回答しなかった。

5 申請理由

上記のとおり、JS 労は、2023 年 8 月 18 日、結成同日にサービックに対し、JS 労との労働協約を締結することを申し入れた。また、同年 8 月 22 日には、労使共同宣言の締結についても申し入れを行った。

JS 労は、サービックにおける労働条件改善等を目指して結成した労働組合であり、したがって、サービックとの労働協約および労使共同宣言の締結は必須で急務の重要課題である。しかし、サービックは、JS 労からの労働協約及び労使共同宣言の締結に向けた団体交渉開催の再三に渡る申し入れに対して、期限である 9 月 25 日までに回答をしなかった。

前川主席は、回答期限である 9 月 25 日に、アリバイ的に架電を行ってきたが、「団体交渉の開催はしないとは言っていない」との言を繰り返すのみで、団体交渉の開催に向けた誠意ある回答を行わなかった。

以上のように、サービックにおいては、JS 労との労働協約および労使共同宣言の締結に向けた団体交渉の開催を行う状況にはなっていない。したがって、自主交渉による解決が困難な状況に至ったため、あっせん申請に及んだ次第である。

以 上

